

平成26年度 第3回 まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第57号

平成26年第3回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年8月12日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成26年8月18日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成26年度第3回まんのう町議会臨時会会議録（第1号）

平成26年8月18日（月曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 竹林 昌 秀	2番 川 西 米希子
3番 田 岡 秀 俊	4番 合 田 正 夫
5番 三 好 郁 雄	6番 白 川 正 樹
7番 本屋敷 崇	8番 白 川 年 男
9番 白 川 皆 男	10番 大 西 樹
11番 藤 田 昌 大	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 関 洋 三

十

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

13番 三 好 勝 利 14番 大 西 豊

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進 議会事務局課長補佐 常 包 英 希

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一 総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高嶋 一博	税務課長	田岡 一道
住民生活課長	森末 史博	福祉保険課長	川田 正広
会計管理者	仁木 正樹	健康増進課長	奈良 泰子
建設土地改良課長	池田 勝正	産業経済課長	久留嶋 一之
琴南支所長	雨霧 弘	仲南支所長	和泉 博美
学校教育課長	尾崎 裕昭	社会教育課長	脇 隆博
水道課長	天米 賢吾	地籍調査課長	高橋 守

○関洋三議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。竹林議員は少し遅れるとの報告がありました。定足数に達しておりますので、これより平成26年第3回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

招集者であります、町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。

本日、第3回まんのう町臨時会、お願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日上程させていただいておりますのは、議案4件でございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○関洋三議長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案4件を受理いたしました。

以上で、報告を終わります。

○関洋三議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○関洋三議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川正樹君。

○白川正樹議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

8月15日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、副町長、総務課長、

議長同席のもとに、議会運営委員会の委員6名出席いたしまして、慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

議案第3号が可決となれば、手続き上、執行部から監査委員への意見聴取が必要なため、休憩といたします。その後、議案第4号上程後、採決に入ります。

それでは、お手元に配付されております議事日程第1号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日1日間といたします。

日程第4 議案第1号 工事請負契約の締結について（平成26年度高篠小学校校舎棟増築工事）、即決でお願いします。

日程第5 議案第2号 工事請負契約の締結について（まんのう町立仲南幼児教育及び保育施設建設工事）、即決でお願いします。

日程第6 議案第3号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについて、即決でお願いします。

議案第3号が可決となれば、手続き上、執行部から監査委員への意見聴取が必要なため、休憩といたします。

日程第7 議案第4号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について、即決でお願いします。

以上の日程で意見の一致を見、午前10時45分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、13番、三好勝利君、14番、大西豊君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○関洋三議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。
よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第4 議案第1号 工事請負契約の締結について（平成26年度高篠小学校校舎棟増築工事）

○**関洋三議長** 日程第4、議案第1号 工事請負契約の締結について（平成26年度高篠小学校校舎棟増築工事）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** ただいま上程されました議案第1号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、平成26年度高篠小学校校舎棟増築工事。

契約の方法、条件付き一般競争入札。

契約金額、1億4,688万円のうち消費税が1,088万円でございます。

契約の相手方、富士建設株式会社 代表取締役 真鍋雅彦でございます。

今回の工事請負契約は、高篠小学校の学校基本調査における不足面積を解消するため、延床面積594平方メートルを増築し、1階に図工室、2階にコンピュータ室、3階に少人数教室として利用可能な会議室及び現在の校舎棟にエレベータと増築施設をつなぐ連絡通路の設置を図るものでございます。

なお、このたびの発注には電気設備が含まれておらず、別途発注の計画といたしております。また、工事施工管理につきましては、設計事務所並びに町において別途資格を有する方の助言をいただきながら二重のチェック体制で臨みたいと考えております。

次に職員の体制でございますが、学校教育課の担当者を工事監督員として配置するところでございます。

以上、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○**関洋三議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

7番、本屋敷崇君。

○**本屋敷崇議員** 何点か質疑させていただきます。

前々から言ってるんですけども、入札にあたって町内業者の育成をも考えて、JVを組んでの入札にすべきではないかという話は前々から出ているんですね。それで検討しますという話ではありますが、今回の工事においても、JVの体制は組まれていないんですけども、組まなかった理由が1点。

それと工事監理体制図がありますけども、工事監理はどこがするのかと、施工管理、1級建築士に委託となっておりますが、これはどこに委託するのかについての2点お願いします。

○関洋三議長 答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。

特定JVでございますけれども、今般、発注に当たりまして、町内3社でございますが、建築をされとる方についてお尋ねをしてみました。ということで、建築工事などで特定JVの希望が、これは電話なんですけど、なかったということでございます。

それと、工事監理でございますけれども、高篠におきましては、入札におきまして、工事監理者を選定したいということでございます。

それと、1級建築士さんでございますけれども、その件につきましては、今ちょっとお願いと言いますか、お名前はちょっと控えさせていただきますが、お願いをしているという状況でございます。よろしくお願いたします。

○関洋三議長 以上、学校教育課長の答弁でした。

ほかにございませんか。

(竹林昌秀議員着席 午前9時42分)

7番、よろしいですか。7番、再質問。

○本屋敷崇議員 1点お聞きしたいんですけど、町内の建築業の会社って3社しかない。上のランクの高いところは3社知っとるけれども、それより下とかは、ない。

○関洋三議長 答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほど申しました建築業者さんでございますが、一般競争入札において参加資格をということでお願いをしている3社にはお声かけをしたということでございます。

○本屋敷崇議員 一般競争入札に参加資格は3社しかないん。ほんまに。

○関洋三議長 ちょっとわかりやすく答弁いただけますか。

○本屋敷崇議員 Bは3社しかないのは知っとるけど、Cはもっとあるやろう。

〔「ちゃんと言えよ。全部流れよんやけん、うやむやにするなよ。」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 もう一度答弁、学校教育課長。

○尾崎学校教育課長 このたびの件につきましては、町内のB社、3社ですね、お声かけをしました。それが今年度に建築の、ということでございますけども、実質的に発注自体が900点以上というようにしてございますので、その関連で3社ということで、お願いしたわけでございます。

○関洋三議長 7番、再質問。

○本屋敷崇議員 副町長が入札のほうの責任なんで、ちょっと副町長に聞きますけど、特定JVって、3社でJV組めって言いよんじゃないんですよ。JVを組むときによくある一つの手法として、町内業者の育成を図るために町外からくる大手、Aを持つとる会社が来ますわね。今回、富士建さんがきてますけども。富士建さんや菅さんや合田さんやヒ

カリさんやが入ってくる時に、町内の建設業者、Bでなくてもええですよ。Bなし、Cのところを一つJVとして組むことと、これようやりますわ、ほかのところでも。自分とこの大きな新築中学校をつくる時に、ゼネコンさんに対して地元業者と組みなさいよと。町内育成のために。それを、特定JVとして組むことによって、地元業者さんの育成を図るといふのを言いよるわけであって、前々からそれは言よるわけですわ。Bで3社で900点を超えろとはいふらんわけですよ。条件の中に地元業者さんをJVとして組むことというのも特定JVとしていけるわけですわね。それをなぜせんかったんやって、聞つきよるだけの話。

○関洋三議長 答弁。ちょっとお待ちください。

答弁、副町長。

○栗田副町長 本屋敷議員さんの御質問にお答えします。

私どもの規程の中に、まんのう町建設工事共同企業体事務取扱要綱というのがございます。その中にですね、特定建設工事共同企業体による施工対象工事という項目がもちろんございます。その中にいろいろ規定があるんですけども、前項に規定する工事を確実に円滑に施工することができるかと認められる有資格者がいる時は、特定建設工事共同企業体により行わせる競争入札に当該特定有資格業者を参加することができるものとするという内容がもちろんございます。そのもろもろに、そうなった場合に出資割合という中身があるんですけども、今のところ私どもが取り扱っているというか、この特定JVに関する取り扱いというのは、先ほど教育課長が申しあげましたように、ある程度の規模の、まんのう町内でも、ある程度規模が大きな業者を対象にしているというところが、現状でございまして、いろいろと総合的に考えた場合は、今のところはそういうほうがよからうというので、私どもが判断している状況でございます。これからについては、本屋敷さんがおっしゃられたように、さらに零細といひますか、小さな企業についてもその対象を広げていくというのも検討の余地はあるかというふうに考えております。

○関洋三議長 再質問、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 答弁はわかりましたけれども、要綱の部分ですし、今のはですね。要綱っていうのは基本的にそちら側で基本的に変えられる部分であって、議会のほうで町内業者の育成という部分はずっと言いよるわけですよ。この特定JVについても、何遍も何遍も入札関係の議案が上がるたびに言いよるわけですよ。今後は、今後は、今後は、もう何遍も聞いとんですよ。こちらが納得できるぐらいの条件、要綱を出して、出したうえで、今のところはそれが適用になりませんか、そういったものの検討ぐらいはしてくれんと僕らは言いつばなしなんです。もう聞いとったら終わり、あいつらほうついたらええがって言いよんと一緒ですからね。そこらはちょっと考えていただかんと。ある程度の要件を満たせば、JVに入れるとなれば、町内の建設業者さんにとってもメリットになることですから、資格を取ったり、そういうふうな人を入れたり、そういうことも考えられるわけですから、それなりの育成になるような要綱の作り方というものも、ちよっ

と考えていただけないかなと思いますので、答弁のほどよろしくお願いします。

○関洋三議長 答弁、副町長。

○栗田副町長 今回の本屋敷さんの御質問に私のほうから、お答えするのが適正かどうかは、審査委員会ですから、それはできたものを私どもが審査するというところでございますので、その要綱自体を変えていかなければいけないという部分がありますので、ちょっとその辺がありますので、私のほうから答えさせていただくのがいかなものかと思えますけれども、議員さんのおっしゃられた方向で、さらに町内の建設業者、あるいは土木業者、総じてでございますけれども、そういう特定JVについて町内の企業を育成をするということでも、さらに裾野の広い対応の仕方を、規定を含めて検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○関洋三議長 以上、副町長の答弁でした。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 ほかに質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第1号 工事請負契約の締結について（平成26年度高篠小学校校舎棟増築工事）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 工事請負契約の締結について（まんのう町立仲南幼児教育及び保育施設建設工事）

○関洋三議長 日程第5、議案第2号 工事請負契約の締結について（まんのう町立仲南幼児教育及び保育施設建設工事）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第2号 工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、まんのう町立幼児教育及び保育施設建設工事。

契約の方法、条件付き一般競争入札。

契約金額、5億4,864万円のうち消費税4,064万円。

契約の相手方、株式会社合田工務店 代表取締役 森田紘一でございます。

今回の工事請負契約は、仲南北幼稚園・仲南東幼稚園及び仲南東保育所を統合し、帆山地区において新たな幼児教育・保育施設の建設を発注するものでございます。

施設の内容でございますが、0歳から5歳の乳児・幼児の保育室7室と預かり保育室、研修室、遊戯室、厨房、医務室、職員室並びに主として家庭保育の方を対象に集いの場、相談の場として活用いただく支援センターを配備した延床面積1,736平方メートルの建物でございます。

なお、このたびの発注には電気設備・外構工事・屋外遊具・プールは含まれておりません。別途発注の予定といたしております。

また、工事施工管理につきましては、設計事務所並びに町において別途資格を有する方をお願いし、二重のチェック体制で臨みたいと考えております。

次に、職員の体制でございますが、学校教育課の担当者が工事監督員として、また、仲南支所職員の支援により事業の進捗状況や日々の出来形確認を行うとともに工事検査等を通して職員の技能向上を図りたいと考えております。

以上、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

12番、松下一美君。

○松下一美議員 12番、松下です。ただいまの案件でありますけど、一括発注でなく、分離発注ということで、先日の議運におきましては、より専門的な効果が得られるということで、分離発注するんだということでありました。今の電気工事とか外構工事でありますけど、満濃中学校のああいう結果になったんでありますけど、やはり企業が異なりますと、そこにおいて工程会議が余程しっかりしていないと、ミスとかそういうことにつながっていかうかと思えます。そういうことが、満中の轍を踏まないようお願いしておきたいと思えますけど、その点についてお願いいたします。

○関洋三議長 答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 松下議員さんの御質問にお答えをいたします。

工程会議でございますけれども、先ほど町長のほうからの説明もございましたとおり、

担当は学校教育課の補佐でございますけども、担当として配備しております。私もできる限り工程会議に参加したいと思っております。

日々の進捗等につきましては、支所の応援をいただきながら、日々職員が誰か監視におるといような形ですね、監視と言いますかチェックに入るという形で行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 以上、答弁でした。

よろしいですか。ほかに。

11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 11番、藤田ですが、企業の報告いただいて、合田工務店の関係でちょっと質問しますけれども、一番最後のその他の審査項目の中で、健康保険の加入の有無の中に除外とあるんですね。ということは、250何名かの職員がおって、合田工務店では健康保険に加入していないということで、多分国民健康保険に加入していると思うんですけども、それらについて、この企業内容について、総務課長からちょっと答弁願いたいと思うんですが、除外となっておりますんで、除外とはどういうことですか。

○関洋三議長 答弁、総務課長。

○斎部総務課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

基本的には、社会保険等にお入りになられているわけですが、中小企業の保険等にもありますので、保険の種類等が今の段階ではちょっと十分調べきっておりません。また、後ほど調べましてお答えをさせていただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

十

○関洋三議長 再質問、11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 多分、除外がこの頃もうどんな大きい企業でも小泉政権以降、そういった適用をせんでええということが決まったんですよね。そういった中で企業については、労働者福祉を考えると、お前ら勝手に国民健康保険に入れやということが、認められるようになったんです。そんな中で、こういった多分除外されて職員は国民健康保険に入っているだろうと私は予測してます。

ただ、企業の業績のために健康保険に加入しないということは大きな問題だろうと思うんですね。保険制度そのものは、企業が2分の1、本人2分の1で負担しながら健康保険会計をそれぞれやっていると思うんですけども、この合田工務店については、それを除外ということは私はそうしてますんで、そういった中でこういった企業に指名させてえんかという疑問がありましたので、ちょっと企業内容について総務課長に聞いたわけですけども、どうですか。なければもうしょうがないけん、それは。

○関洋三議長 ちょっとお待ちください。

今の質問等々で、後でというわけにもいきませんので、引き続き議決に入りますので、しっかり答弁いただくように、ちょっと休憩の時間をとらせていただこうと思っております。よろしいですか。

ただいまから、10時15分まで休憩にいたします。

休憩 午前 10時01分

再開 午後 10時15分

○関洋三議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

経営審査の内容でございますが、合田工務店の健康保険加入の有無という欄の除外でございますが、これにつきましては、合田工務店に先ほど問い合わせをかけました。加入保険でございますけれども、全国土木建築国民健康保険組合というところに加入をいたしております。この件につきましては、経営審査の中で、この項目、社会保険の未加入かどうかというところの欄でございますけれども、この国民健康保険組合につきましては、適用除外ということで、減点の対象にはならないということでございます。ですから、大きな組織に入られておるということでございますので、お伝え申し上げます。

○関洋三議長 再質問、11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 ちょっと、どういう経過でそうなっているのか、意味がわからないんですね。前の富士建については、ありになってますよね。除外ありとなしと、除外という部分がございますね、そういった項目があって除外規定に入っているのか、その除外の意味がいろいろあって、これに入るときゃあ、この健康保険加入の有無の対象にならんという部分がございます、それはいろんな組合があるんですか、そういった。そん中で、ここに入っておるから、それについてはこの健康保険加入の有無に該当するから、それは除外の規定になって、健康保険には入るとよということな、その辺の意味をちょっと言うてくださいますみません。

○関洋三議長 再答弁、課長。

○尾崎学校教育課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

経審の中で健康保険加入の有無ということでございまして、これまで社会保険の未加入企業さんに対しては減点ですね、経審の中で減点という扱いをしておりました。

しかしながら、その変更と申しますか、改正によりまして、国交省のページには載っておるわけなんですけれども、健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合などの国民健康保険組合に加入している場合は、健康保険について適用除外としてくださいとこういうふうな指示でございます。それにつきまして、この項目についての減点の対象とはしておりません。ですから、健康保険の加入はしておるということでございます。よろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 だいたいどうにかわかるような感じがしたんですけれども、やはり健康保険については、やっぱり社会保険、国民健康保険と企業の保険というんで、まず私たちは単純に企業へ勤めたら企業がやって、企業と本人が半々の負担が原則やと私はそう

思っておったんで、それ以外にあるということが、私たちは理解できません。なんか抜け道をつくっとんでないかなと、いろいろ企業によって。だから、入っとらんいうんは、この富士建はこれに入っておるんですね。きょうの答弁にならんとお思いますけど、それをちょっと後で詳しく調べて、今回のあれにはもう該当せんということに解釈しますけれども、その中身がいろいろあることを私たちも初めて知りましたんで、それらについて今後それぞれの企業の体質や組合の部分がいろいろあると思うんですね。

例えば、町内の建設業にかかわっておる大工さんや左官の人の県内の建設業組合のあれに入っておたら安いんやいうことで、悪用されていろいろ問題になったんがあるんですけれども、そういったんがあるんですね。それとまた、別だろろうと思えますけれども、ちょっと保険のあり方についてははっきりせんと、やっぱり一番、保険と年金の部分は、一番大きな基本の2つなんですよ。国民生活をやって行く中では。これ日本の一番優れた制度なんですよ。アメリカなんか非常に保険制度がないんで困っておるんですね。そういった部分では、やっぱりきちっとしていただきたいなと思えます。そういった部分も、今後ちゃんと調査していきながら、俗に言う私はブラック企業やなと思ってます。ごまかしとんやから。そういった意味では、今後ブラック企業とは契約しないようにと、そういうことを私は強く思っておりますので、要望しときます。以上です。

○関洋三議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

十

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 それでは、反対討論をさせていただきます。

さきの6月議会において、補正予算が上がってまいったわけですがけれども、この図面においては、今後の仲南地区の幼児施設の拠点となる施設でありながら、どうしてもその中身的な部分であるとか、そういったことが除外され、建築物が建築することを目的としたようなものであることから、予算において反対をさせていただきました。このときにも、設計と今度工事の部分において、透明性がないのではないのかというような話もありましたけれども、今回入札の結果も見さしていただきまして、私なりに判断もいたしまして、やはりこの仲南地区の今後何十年という幼児施設を支える部分であるんである建物でありますので、先を急ぐものでもなく、もう少し皆さんで検討したうえで入札をかけていくと

ということが望ましいだろうと、今もって思っておりますので、この入札には反対とさせていただきます。以上です。

○関洋三議長 次、賛成討論。

賛成討論、2番、川西米希子君。

○川西米希子議員 川西です。私は賛成という立場で討論をさせていただきます。

仲南幼保施設は数年前から大きな期待を持って、たくさんの方が現在開園を待っております。今年3月補正で、建設費は満場一致で可決をされました。

また、昨今の資材費や人件費の高騰によって、増額を組まなければならなくなった6月補正予算においても、賛成多数で可決をされております。町執行部としても、満濃中学校建設と同じ轍は踏まないとの強い決意に立ち、この事業に取り組んでいると確信をしております。

また、先ほど本屋敷議員さんも言われましたけれども、この幼保施設に関しましては、町としては少子高齢化の進展の中で次代を担う人材の育成は重要な課題であり、生涯にわたる人格形成の基礎を担う幼児教育の重要性を考慮した教育を施す施設とするというような幼児教育の理念の確立もしっかりと持っております。

町の監理体制もまた明確にして、職員と共同で有資格者に施設施工監理をお願いする体制もきちんと取ると、このよう明確にしてこの資料のほうも提出されております。

また、官民連携事業に関する個別外部監査も行うという方向で、進んでいると思います。この事業を成功させて、なんとしても幼児教育の拠点として、地域から信頼される施設が必ずできあがるものと確信をいたしまして、私は賛成とさせていただきます。

○関洋三議長 次は、反対討論。

11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 反対討論させていただきたいと思います。

この施設については、従来からいろいろ疑惑が持たれておったと、私は思ってます。と申しますのは、町民の中から、もう合田工務店に決まっとんやろという、こういうことを私は聞きました。3人ぐらいから。それは決まってないでと、全然、入札もないのにそういうことはない。いや、噂ではもうそういうことが流れてますと、町民に言われまして、そんなことはないやろと思いながら、私もいろいろ、これ建設業者の人にこの資料を見ていただきました。この議案をですね。やっぱりこの疑惑が持たれる提案ですねということは言われました。と申しますのは、やっぱり契約金額の中で、ほかの最低金額と2,500万の差があるんですよ。この前の高篠小学校を見たらそんなに差がないんですよ。そういった部分では、どうしても、合田工務店のブラック性が明らかになってきたんではないかなと私は思ってます。

そして、今、ちょっと質問させていただきましたけれども、企業内容の中でそういった健康保険に対する疑惑も生じたんで、反対いうんは悪いかと思うんですけども、やっぱり川西議員がきちっと幼児教育のあり方されますと言いましたけれども、まだ一体化

と違うんですね。やっぱり一元化するような僕は教育方針を出してほしいと、こんだけの建物するんやったらですね、きちっとやりませんかいうて、そういった方針も出てません。せっかくやるんやったら、まんのう町には一元化の、幼保一元化の施設をやるんやという、きちっとした部分を僕は当然この機会には出すべきやと思うんです。ただそれが両方の省庁の部分になりませんので、調整できないとそういった部分にはなりませんので、町の今後の幼児教育をきちっとするという、町外にアピールして、まんのう町にこういうのがあるというのであればもろ手あげて賛成ですけども、そういった部分を含めて反対の討論とさせていただきます。以上です。

○関洋三議長 次に、賛成討論。

1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 現下の国においても、地方においても、少子化対策、子育て支援は最大の公行政のテーマであります。その時期に幼保一体化施設、保育所と幼稚園の教育とを融合的に、一体的に、これまでの課題を克服してやろうとする執行部の提案はまことにうなずけるものであります。先導的な施策を積極的に取り組んで、必ずや成果をあげていただきたいと存じます。

そして、中学校体育館、図書館において、幾分信用を失墜いたしました。これを回復する絶好のチャンスであります。町長の提案理由においては、落札業者の技術力、その信頼性を確認し、執行部の体制も強化する提案理由の説明がありました。町内の経済事情、公共事業が縮減した中で、非常なあつれきがある中で難しい運用をすることは、全く私の
十
わかるところでありますけれども、どうかこうした課題を乗り越えて立派に保育所と幼稚園の融合一体的な新たな挑戦に勇敢に立ち向かっていただきたい。賛成いたします。

○関洋三議長 以上、これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第2号 工事請負契約の締結について（まんのう町立仲南幼児教育及び保育施設建設工事）を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○関洋三議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについて

○関洋三議長 日程第6、議案第3号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第3号 まんのう町官民連携事業に関する

個別外部監査契約に基づく監査によることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。御承知のとおり本町は、満濃中学校の改築に関連する各種業務の実施につきまして、まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業として、P F I手法による事業契約を平成23年8月30日に締結し、現在、事業の実施をいたしておるところでございます。

この事業契約による事業の実施内容につきましては、私は第三者による監視が必要であると考え、事業を開始した平成23年度から、個別外部監査を実施してまいりました。昨年の監査においては、基本的な問題はないとされましたが、事業全体を包括する危機管理マニュアルの必要性、本来の業務に専念できるように、より効率的な報告書の提出形態の追求、体育館と図書館で別々に実施している利用者アンケートは、合同での実施をしようかなど、町民へのより高度なサービス提供が実現するような、踏み込んだ指摘がございました。

これらの指摘事項に対しまして、事業者と協議または申し入れを行い、現在までに業務ごとに策定していた危機管理マニュアルを共通の危機管理マニュアルに改定し、また、体育館での利用料金の管理方法を見直したマニュアルにつきまして、事業者より提出がございました。

また、体育館の利用者、図書館の利用者のそれぞれを対象として実施いたしました利用者アンケートの実施方法につきましても、現在、共通のアンケートとなるよう、準備を進めておるところでございます。

本年度につきましても、お手元の資料①「外部監査の概要」の4の(1)、監査の要点でございますように、総括マネージメント業務をはじめ、維持管理業務、図書館運營業務、体育館運營業務などの実施が、サービス基準、S L Aであります、要求水準に則り適正に行われているかどうかの監査、さらには、業務が適正に行われているかどうか、というモニタリングの基準、K P Iが適正であるかどうかについての監査を、個別外部監査として実施いたしたいと考えており、さる8月1日に、本町監査委員に対し、個別外部監査にて監査を実施することを求め、お手元の資料②「個別外部監査について(回答)」のとおり、同日付けで、個別外部監査が適当であるとの回答をいただいております。

このことから、本日、地方自治法第252条の41第4項により準用される同法第252条の39第4項の規定により、官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査を実施することについて、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 個別外部監査ですけれども、3回か2回、続けてまいったわけですが、その中で外部監査は必要だろうと基本的に私も思っております。しかしながら、

いつも議会のほうに外部監査のほうから報告していただくんですけども、そこで問題がちょっとあるかなと思うのは執行部の姿勢なんですよね。1回目に指摘されたことが2回目にも再度同じように指摘されとったりですね、さらには外部監査が議会と話してですね、議会のほうが外部監査としてこれはやっとなるかと、こういう話は聞いとるかという話をしたときに、外部監査の人がいや初耳ですと、これが一番困るんですよね。議会としては、審査をうけて外部監査のほうから指摘を受けた事項は直すべきだと思っておりますし、当然外部監査に見ていただく上において、監査資料は十分に提供するべきだし、懸念事項は報告するべきだと思っているんですけども、それをしないのであれば、監査としてもなかなかわからない部分が見えてくると。その部分について、今の3点ですね、どう思っているのかというところをちょっとお聞かせください。十分答えてもらおう。

○関洋三議長 答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。

外部監査によりまして、これまで指摘をされておりますことにつきましては、ただいま検討を、スタッフとも役場の中で組織して検討しながら直しておるSLA関係になります。直しておるところでございます。

十分な資料提供がなかったということでございます。これ、反省し、資料提供に努めていきたいということでございます。

議員さん方への報告というの、逐次PFIの中で進んでいる過程において御報告させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○関洋三議長 以上、答弁でした。

ほかにございませんか。

1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本議案はまんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約と、こうあるわけですが、今さらのようでありますけれども、ここでもう一度、官民連携という意味を、町長さんがどのように捉えられているか、住民の方に語っていただきたい。

PPPというのは、プライベート、パブリック、パートナーシップとこの訳語が官民連携なんだろうと思っておりますけれども、この趣旨に則って運用すると、官民連携の効果を上げることが、今ちょっと施工のトラブルの陰に隠れて忘れられていて、本件事業の本質の部分を再度町長さんに住民に対して語っていただきたいと思っております。これがまず1点。

それから、外部監査の概要という資料が私の手元にあります。監査の要点の中に、1番、総括マネジメント業務、それから、情報技術活用システム関連業務、地域開放運営業務、任意提案事業と、ちょっと住民に関係しそうなところがあります。この中身をちょっと説明していただくと、ありがたいかと思っております。

本会議において、住民にここを説明しておくということは非常に大事なことだろうと思っております。よろしく願い申し上げます。

○**関洋三議長**　まずは、町長。

○**栗田町長**　竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

今回の外部監査におきましても、官民連携事業に関する外部監査ということでございます。本来、P F I 事業として取り組んだ今回の事業では、民間の活力、創意工夫、また資金を有効に活用して、官民が連携して事業をやっていくということが、大きな基本でございます。それに基づいて、官民連携の今回の外部監査もやっておるわけでございます。今回施工におきまして、いろいろ問題点がございましたが、本来の姿と言いますか、民間の活力を十分我々が利用していく、その観点にまた戻りまして、頑張ったいとこのように思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○**関洋三議長**　再質問。

1 番、竹林昌秀君。

○**竹林昌秀議員**　これイギリスでできた P P P、プライベート・パブリック・パートナーシップっていうのは、官民が対等に力を合わせるという意味でありまして、この監査においては、本当に対等に力を合わせてるのか、そこをよく審査していただきたいと思ます。

従来の行政側が行政命令を出して、そのとおりに任されたところをやるというふうな固定的なものではなくて、双方が積極的にプランを出し合って、ぶつかりあって、一緒に知恵を出して、住民のためにやるという、その意味での監査をお願いしたいということでございます。これについては答弁結構です。

じゃあ、残りの部分お願いします。

○**関洋三議長**　残りの部分、答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○**尾崎学校教育課長**　竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

監査の要点の中の情報技術活用でございますけれども、ただいまフューチャーインというところに委託をしております。ですから、情報系のつなぐといますか、活用についての監査をいただくということでございまして、あと地域開放、体育館等を開放したりとか、いろんなところの開放事業でございます。そういったところについても、監査より御指摘をいただくということがございます。

あと任意提案事業につきましては、中に入っておられる業者さんより、イベント等を企画を提案いただき、それについてなお活性化と申しますか、施設等の運用を図っていくという提案理由についての監査をいただくということでございます。よろしくお願いたします。

○**関洋三議長**　再質問、1 番、竹林昌秀君。

○**竹林昌秀議員**　本件の P F I の契約においては、単に施設を設けて利用者に提供すればいいというのではなくて、非常に地域開放運営事業とか任意提案に基づく事業とか、新たな開拓する、そういう意味合いの中身が非常に盛り込まれてて、契約の内容自身は非常に格調高く、高次元だと思っております。にわかにはそれが実現できるとは思いませんけ

れども、こうした事業項目があがっていることを双方の関係者がよくよく話し合っ、私
たち議会の中からも、こういう使い方はどうだと、よそが注目するような新たな住民の活
用を促して、住民が賢く創意工夫して利用するような、その呼び水を行政の側から、また
P F I 会社のほうから出していただければとお願いをしておきます。これについては、回
答は結構でございますけれども、要望として出しておきます。

包括マネジメント業務、これまあ、説明難しいですね。双方創意工夫して、これの
実務的なものを開拓していただきたい。情熱と熱意を求めます。以上であります。

○関洋三議長 以上で、1番、竹林昌秀君の質疑を終わります。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、
委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第3号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査
によることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号が可決されましたので、ここで手続き上、執行部から監査委員への意見聴
取が必要なため、約20分程度として、11時5分まで休憩といたします。

休憩 午前 10時46分

(藤田議員退席 午前10時46分)

再開 午後 11時05分

○関洋三議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

**日程第7 議案第4号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結につ
いて**

○関洋三議長 日程第7、議案第4号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第4号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本町が実施いたしておりますPFI事業であります、まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業は、25年間の長期契約により実施する事業であり、多くの業務があり、それぞれ専門的な理解を深めなければ監査の実施が難しいことから、昨年度に引き続き本町が適切に監査を行える監査人であると認めた、高松市藤塚町一丁目2番1号、三和会計事務所に所属の税理士、米田守宏氏との個別外部監査契約を締結しようとするものでございます。

今回の個別外部監査の実施体制につきましては、お手元の資料③にございますように米田氏は、税理士として、桑島洋輔氏、及び土山たか子氏、公認会計士として同じく桑島氏及び内橋翔氏を参画させる予定でございます。

なお、このことにつきましては、本町監査委員より妥当であるとの意見をいただいております。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

十 **○関洋三議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 十

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

3番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 3番。田岡です。1点お伺いしたいと思います。

今回の相手方です。前年、前々年度の契約と同じ代表者の三和会計の米田さんですけれども、中の構成員が変わっております。建築の専門家が今回はいらっしやらないということで、監査の部分です。過年度に遡及する部分も出てきた場合、それから、この維持管理業務について専門家がいなくてわかるのかなという点。まだいま現在でも片付いてない問題もございます。そのあたりの対応について、建築の専門家がいなくてということはどういう対応をされるのか、そのあたりをお聞かせいただけたらと思います。

○関洋三議長 答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 田岡議員さんの御質問にお答えいたします。

このたび外部監査を依頼する内容でございますが、先ほど資料①にございましたように、監査の要点という項目でございます。維持管理業務といたしております。しかしながら、これまで等の監査もございますので、5番です。外部監査対象期間の下に、ただし必要に応じて過化年度に訴求することができるという文言を入れさせていただいております。これによって、契約をお願いしたいと考えております。

なお、昨年までお願いいたしておりました利庵一級建築事務所の永野さんにつきまし

ては、米田さんとも話合いをしていただいております。協力をいただけるということで話がありましたことを御報告を申し上げます。

○関洋三議長 7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 田岡さんと類似の質問になるわけですが、当初、外部監査制度を募集したときに、確かこれ入札になったと思うんですけども、副町長もその時に審査員として入っておったと思うんですね。あの時の米田さんのコンソーシアムとして税理士、建築士さらには行政書士等々の人間が入ることによって、多角的に審査ができるというような部分だったわけですが、今回のメンバーを見てみますと、構成員見ると税理士と公認会計士だけということになってるんですね。米田さん、とても当町のための的確な監査をしていただいておりますけども、その部分が補完できるのかどうかということとは田岡さん同様、私たちとしては危惧するところなんです。維持管理業務という部分、公認会計士が見る場合と一級会計士が見る場合では全然違いますから、また行政関係の話においても公認会計士、税理士では分からないところも行政書士ではわかるというような部分もありますけども、そのあたりがコンソーシアムとしての違いが全然かわってしまう中で、引き続きお願いできるのかどうかということの確約、そういった部分はどうかしているのかということだけ教えていただきたいなと思います。

○関洋三議長 答弁、よろしいですか。

答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほどの田岡議員さんより御質問がございました。確約と申しますか、協力いただけるということで、担当等も打合せしてございますので、間違いなく協力いただけるものと考えております。

○関洋三議長 再質問、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 端的に言いますと、基本的にコンソーシアムとしての体制が変わってしまっているわけですね。その部分において、再度同じような業務をする場合においては、それを確約できるような体制を示す必要がある。もしくは、再度そのコンソーシアムで可能かどうかの入札をかける必要があるのだろうというのが、一般的な考えではないかなと思うんですけども、そのあたり、どちらも資料的なものは出てきていない。この会計士さんとして、大手の建設業者の会計をしておりますよとか、そういった資料が出てくるかなと思って中を見てもそういった部分はないですし、ちょっとかなりうちの外部監査制度ですけども、かなり専門的な話、さらにはコンサル的な要素もかなり入ってしまうだけに、ちょっと危惧するんですけども、それを内部でどのように話しているのかがちょっと見えてこないんですけども、ちょっと内部でどのように話しておるだけをお願いします。

○関洋三議長 答弁、副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 本屋敷議員さんの御質問にお答え申し上げます。

この外部監査制度をお願いしているのは、確かこれで3年目だと思います。当初、行政書士の方もこの中には入っていただいていたと思うんですけども、私の記憶では行政書士の方をお願いしたのは、当初の法的な諸制度の申請等に対する諸規定に合致しているかというのが主な行政書士さんをお願いしたことだと思います。これは主に建築等に関する場合に必要な諸申請についての監査でございました。今回はそれらの申請も建築は終了したということで、お願いする必要はないということで、今回は行政書士が入っていないということでございます。

また、私が思いますのは、過去米田さんは外部監査、今までの報告書を見させていただいておるわけですが、それぞれの業務に対する基本的な考え方、また詳細についての積極的な御提案等々ございます。私たちが読んで気がつかない点多々ございます。そういう意味で非常に今回の事業に対して深い知識をお持ちだということで、継続して、この米田さんを代表とするこの組織をお願いするのが適切であるというふうに考えております。

○関洋三議長 ほかにございませんか。

8番、白川年男君。

○白川年男議員 これについては、こちらからお願いしたわけですか。それとも何社かの入札いうんか、競合してその中でここを応募させてここへ決めたとか、その辺のいきさつをお聞きしたらと思います。

+

○関洋三議長 答弁、副町長。

+

○栗田副町長 白川年男議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

この外部監査制度につきましては、当初のこの外部監査制度を委託する場合に公募をいたしました。その公募によって、まず米田さんのグループを選定をさせていただきました。

今回の話ですけども、今回につきましては過去をお願いしていた経緯を踏まえまして、十分な知識をお持ちなのは一番米田さんグループがあるということで、今回につきましては米田さん1グループをお願いしたということでございます。よろしくお願します。

○関洋三議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

質疑、15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 15番。この外部監査ですね、官民連携ということなんですが、当然私も必要だとは思っておるんですが、問題は先ほど来、他の方からもいろいろ意見が出ましたが、まんのう町、官のほうがこれに応えられるだけの認識を持っておる。また持っていかなきゃいけない。そういう姿勢について、町長の指導をどうお考えになっておるのか。これ、いくら米田さんがいいと言われても、片っぽだけではいけないんですね。問題はまんのう町。まんのう町のほうがしっかりしとらんといかんのですが、今後の姿勢、まんのう町の姿勢をお聞かせいただきたいと思います。

○関洋三議長 答弁、町長。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えをいたします。

今回の外部監査に対して、まんのう町の姿勢ということでございますが、25年間の長期にわたりまして契約がありますので、いろいろ改善していかなければいけない点、多々あるかと思えます。そういったことで、庁内でも若手職員を中心に勉強会をして、このことに対応できるように、今進めておるところでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今、町長が当然25年間かかるわけですから、若い方を育成していかなきゃいけない。じゃあ、具体的に今既に行っておるのはどういうことなのか。ちょっと事例を踏まえて、今後の見通し、おっしゃっていただきたいと思えます。

○関洋三議長 答弁、副町長。

○川原茂行議員 私、町長って言うたやろう。違いますか。

○関洋三議長 訂正して、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 具体的には、副町長が中心になっていろいろ指導していただいておりますので、詳しく副町長のほうから説明さしていただきたいと思えます。

○関洋三議長 副町長。

○栗田副町長 それでは、お答え申し上げます。

このPFI事業というのは25年という長期にわたる維持管理をお願いしとるわけでございますので、また、非常に複雑多岐な事業でありまして、全国的にもまだまだ新しい事業というふうに考えております。

そういうわけで、先ほど町長が答弁いたしましたように、それにつきまして、若い職員の知識も養成する必要があるということで、十数名の若手職員の勉強会をいま定期的に開催をいたしております。

その中で、この外部監査につきましても、外部監査から御指摘をいただいたさまざまな点を職員たちに問題を投げかけまして、職員対峙の考え方をいろいろ整理をするというふうな形で進めてまいっております。なかなか専門的な知識が必要でございますので、すぐには成果が出ないかもしれませんが、25年間という長いスパンで考えまして、そういう職員の育成にもこれからも努めてまいりたいというふうに考えております。

○関洋三議長 続きで、再質問、15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今副町長のほうからお答えございました。これについて、25年というたら、我々年齢的には無理な話で、当然若い方とこういうことになるわけですが、その若い方に託していかなきゃいけない。そうなってきますと、今こういう特殊な技術、能力を持った方を他から採用する。そういうことはお考えになっておられるのか、1つの選択肢としてあるのか、ないのか。この点をちょっとお聞きいたします。

○関洋三議長 答弁、副町長。

○栗田副町長 川原議員さんの御質問にお答え申し上げます。

25年間という非常に長期の維持管理をしていくわけですので、その中で専門的な知識を持った職員が必要であるというのは、十分承知もいたしておりますが、今のところは現有勢力でその若手の職員を育成するというのを基本的に考えるべきだというふうに考えております。

その25年間の間でですね、1年、1年、PFI事業の維持管理業務というのはある程度、角度はだんだんだんだん絞られてくるふうに考えております。問題点等々にしましても、1年、1年立証することによって、1つ1つの問題がまた明らかになってくるというふうに考えております。その中で職員に経験させて、それが職員の知識になって、そしてこの事業が円滑に運営するとそういうふうになればというふうに考えております。

ただ、その節目、節目にどうしてもより高度な専門的な知識が必要であるという場合は、例えばこういう外部監査的な人をお願いして、アドバイスをさせていただくと、そういうのも必要じゃないかというふうにも考えております。以上でございます。

○関洋三議長 ほかに。

14番、大西豊君。

○大西豊議員 先ほど来、田岡議員をはじめ、4人の方々がこの案件について質問しましたが、私も1点だけ質問させていただきます。

外部監査の対象期間、この契約書というか、概略については全て同じ文章だと思います。外部監査の対象期間は、平成26年4月1日から平成27年2月28日、ただし、必要に応じて過年度に訴求することができると思いますが、今までも監査報告に対して質問したこともあります。今までに外部監査に対して過年度に訴求することができるということがありますが、したことがあるのであれば内容についてお伺いします。

特にこの25年ものに及ぶ維持管理につきましては、今現在、雨漏りもしております。そういうことも含めて、経過を訴求したことがあるのであれば御説明いただきたいと思っております。

○関洋三議長 答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 大西豊議員さんの御質問にお答えいたします。

訴求につきましては、これまでなかったと思います。ただ、PFIの中で、監査委員さんのいろいろな答弁をいただいたことはあろうかと思っております。以上でございます。

○関洋三議長 再質問、14番、大西豊君。

○大西豊議員 これまで、特別委員会等でいろいろ質問、また、提案等もしてまいりましたが、現実問題で新築の建物が雨漏りがという事実をやっぴり厳粛に受け止めて、やはりもし同じグループ、優秀なグループに委託するのであれば、そういうことについても究明をしていただくようお願い申し上げます。

○関洋三議長 答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 大西豊議員さんの御質問にお答えいたします。

雨漏りの件でございますけれども、去る台風の時でございますが、体育館のところより、壁面よりの雨漏りというのがございました。これにつきまして、外部監査の方に御意見をいただくといえますか、お願いをするというのも検討しておりますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 ほかに。

7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 基本的な話ですけど、外部監査っていうのは自分たちの仕事を議会や町民に見てもらうために自己評価してもらいよるわけですよね。ですから、議会的にあとから外部監査の方が来て、なんでそれを執行部は言うてないんやとか、執行部は聞いてないんや、なんでそれは執行部ができてないんやっていうことがあること自体が本来は問題なわけですよ。外部監査という専門的な人間を使うことによって、自分とこの職員の研修も兼ねたり、あとこの事業が運営に回っていくために意見をいただき、直していくと、その観点にたって外部監査をしていただかんかったら、ただこれ国費をただ浪費しよるだけなんですよね。だから、もう少し自分らの仕事の評価をしてもらいよるもんやという観点に立って、PFI事業、PPP、皆さんがいうような本来の観点に戻れるように、外部監査を使って頑張っていたきたいなと思いますので、その辺りですね、議会のほうに外部監査を出して、今後そのようなことはないようにしていきたいぐらいの意見がいただけるものなのか、どうなのか。最後にそれだけ聞かしてください。町長。

○関洋三議長 答弁、町長。

○栗田町長 本屋敷議員さんの質問にお答えをいたします。

今、何点か議員さんからもいろいろ御指摘をいただきました。その点を解消すべき、今若手の職員ともいろいろ協議をいたしておりますので、十分慎重に取り計らっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 続けて、15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 先ほどちょっと私の質問不足だったと思います。これ、やっぱり次々退職するじゃないですか。今現有の若い方と執行長がおっしゃられておるけども、例えば、今後採用するのに対して、私が選択肢って言うたのは、採用するときにはこういう優秀な方もひとつ参考の基準にしましょうというのをお考えになるか、ならないかというのを、私は選択肢の方法としてどうですかとお聞きしたんですけども、違う答えが返りましたので、再度質問させていただきます。

○関洋三議長 答弁、副町長。

○栗田副町長 川原議員さんの質問にお答え申し上げます。

新しい職員の採用について考慮できないかというような御質問だったというふうに思っております。今まんのう町がやっております新規の職員の採用は、一般行政職でございます。一般行政職ですので、事務系の大学を出た方、あるいは理科系、技術系の大学を出た方、全て一般行政職の試験を受けていただいております。試験の内容は、学科試験、それ

から学科試験において優秀な成績をとった者は2次試験の面接試験を行いまして採用を決定しているというのでございます。

その中で、専門的な知識を持った職員が採用できないかということだと思いますけども、現段階ではその中で、その2つの試験に優秀な成績で通過した職員を採用しているわけございまして、そのあとでそういう職員の才能を見て、そういう専門的な、例えば今回のPFIの知識に非常に大学のときに研究していたか、それは面接のときにも聞けるのは聞けますけども、そういうその面接のときにそういう質問を投げかけて、それによって職員の技能、知能を私どもが知るといのもひとつの技法とは考えますけれども、今のところはやはり採用したあと、それぞれの職員の技能、知能を見ながら、それぞれの部署へ配属さしていくという、そういうことになるのかなというふうに考えております。

○関洋三議長 再質問、15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 私もあんまり長くこれ言いたくはないんです。けども、執行長及びナンバー2である副町長の考え方がちょっと責任感不足、私に言わせますと。これね、大学出た方を採用するときに、自分がこれはどうしてもこれに向って対応していかなきゃいけないという責任感があるんだったら、いろんな方法がとれるでしょうが、考えられるでしょうが。そういうお言葉を聞きたいんです。ただ一般的に試験をしてしたらこの方がよかったと、それで採っていったら、どこがいいんかわからんようになってしまうん。後からでなくても先わかる方法は何らかないかと、そら町長及び副町長、総務課長辺りが勉強していただいて、そういうなぜ意見がでんのですか。私は町民に対して、それを聞きたいんです。そういう言葉が。ただ一連の流れの話の中だけでそういうお言葉は聞きたくない。それ私は、責任感不足だと思いますよ。お考えをお聞かせいただきたい。

○関洋三議長 答弁、総務課長。

○齋部総務課長 川原議員さんの御質問にお答えいたします。

十分なお答えになるかどうかとは思いますが、基本的には私どもは一般行政職、地方公務員として業務にあたらせていただいております。

例えば、今回の件につきましても、例えば公認会計士、また税理士におかれましては、それぞれが専門分野のスペシャリストでございます。そういう方々は、自分のその能力を最大限発揮して自分の業務を遂行されるところでございます。あくまでも、私ども一般行政職になりますと3～4年のローテーションでそれぞれ異動させていただいて、広く住民の生活、福祉に貢献するような人間を育てていくことになります。

そういうことで、大きな組織になりますと、いま言われましたような、例えば市のような、大きくなってきますと、例えば建築士なんかもいらっしゃったりということで、専門の技師がいたりもしますが、町の段階ではそのような専門的な職員を雇ってというのは、大変難しいところでございます。そういう場合には、今回のようなアドバイスをいただくといひますか、そういう方々のしっかりとノウハウを、私どもも勉強はさせていただくんですが、そういう方々を活用させていただいて、そして行政に反映させていきたいという

ふうに、今現在では考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○**関洋三議長** 以上、これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第4号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成26年第3回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時40分

+

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年8月18日

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

+

まんのう町議会議員

+

+